

公用・公共用の借受要望を受け付ける物件

ここに掲載されている物件は、ホームページ掲載日から3ヶ月間、公用・公共用のための定期借地権を設定した貸付けの要望を受け付けます。ご要望に当たっては、以下の留意事項を必ずご確認ください。各物件の所在する財務事務所等担当課(統括)へ直接お問い合わせください。

【留意事項】

- ・ご要望を受け付けることができるのは、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99条第21号等の規定により随意契約により契約することができる地方公共団体又は公益法人その他の事業者となります。
 - ・受付期限までにご要望がない場合には、原則として、二段階一般競争入札(要望者から土地の利用等に関する企画提案を求めた上で、これを審査し、審査を通過した者により行う一般競争入札をいう。)により事業用定期借地権を設定した貸付けを行うこととなります。
 - ・上記のほか、次の1～6に掲げる事項について十分承知のうえ、ご望願います。
1. 契約を締結した場合、見積り合せにより落札されなかった場合及び5回の見積り合せを行わず途中で見積り合せの取下げをされた場合いずれも、契約金額を含む契約内容又は見積り合せが打ち切りとなった旨を当局ホームページにおいて公表します。
 2. 上記1の公表に対する同意が契約締結の要件となります。
 3. 処分等価格は、書面による見積り合せ(予算決算及び会計令第99条の6の規定に基づき、処分等相手方の契約希望価格を書面により確認し、当該価格が国の予定価格(予算決算及び会計令第99条の5の規定に基づき定める予定価格をいう。)の制限の範囲内であるか否かを確認する手続きをいう。)により決定します。
 4. 上記3の見積り合せの実施回数は累計で5回を限度とし、5回の見積り合せによっても国の予定価格の制限に達しない場合には、直ちに見積り合せを打ち切ります。また、見積り合せの打ち切りにより処分等相手方に損害が生じても国はその責めを負いません。
 5. 契約締結前に地下埋設物、土壌汚染等の存在が明らかとなった場合において、予定価格を再算定する等の対応に相応の時間を要したことにより、取得等要望を行った者に損害が生じても国はその責めを負いません。
 6. 所轄庁から、施設等の設置認可の申請に対する結果の通知を受けた場合には、速やかにその通知の写しを提出いただくこととなります。

(注) この一覧表では、次のように用途地域名を省略しています。

第一種低層住居専用地域……一種低層	準住居地域……準住居	市街化調整区域のもの……市街化調整区域
第二種低層住居専用地域……二種低層	近隣商業地域……近隣商業	用途地域の指定がないもの……都市計画区域内
第一種中高層住居専用地域……一種中高	商業地域……商業	都市計画区域外のもの……都市計画区域外
第二種中高層住居専用地域……二種中高	準工業地域……準工業	
第一種住居地域……一種住居	工業地域……工業	
第二種住居地域……二種住居	工業専用地域……工業専用	

令和8年6月8日現在

整理番号	所在地	登記地目	面積(平方メートル)	用途地域	建蔽率/容積率(パーセント)	事務所等	担当	電話番号	受付期限	処分等可能予定時期	備考
1	神戸市垂水区上高丸3丁目2252-1863外3筆	宅地外	2432.29	一種中高	60/200	神戸	2統括	078-391-6946	令和8年9月7日	令和8年度	